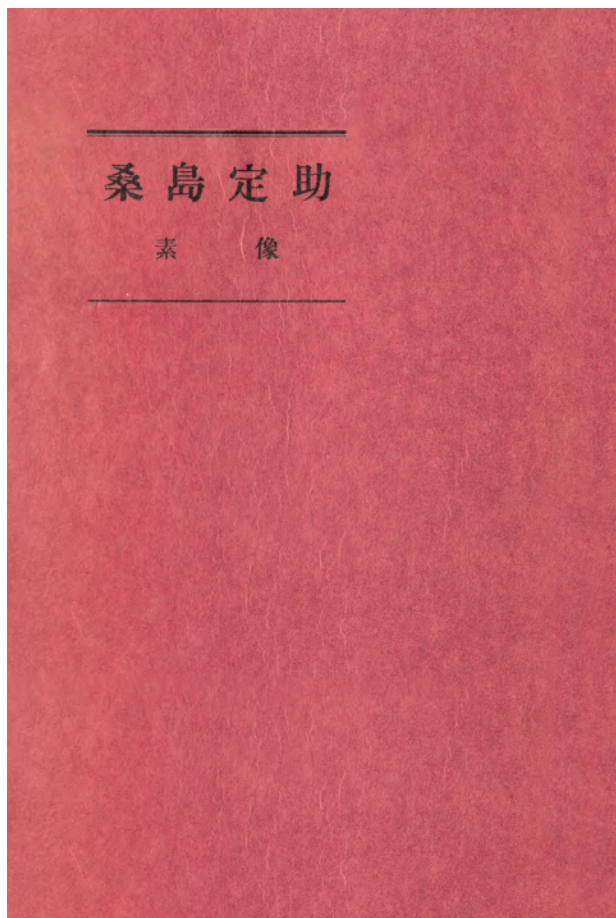


# 桑島定助 素像

復刊版

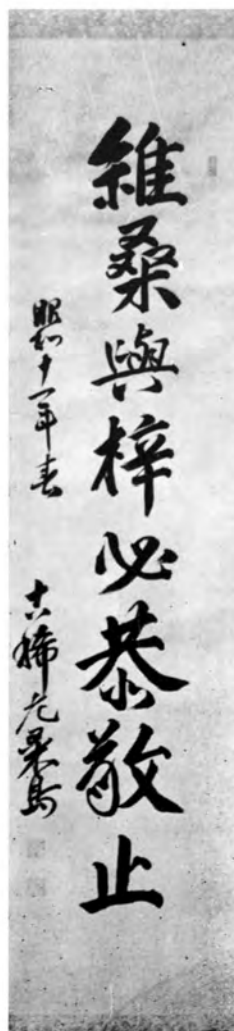


群馬地域文化振興会

桑嶋定助

素  
像

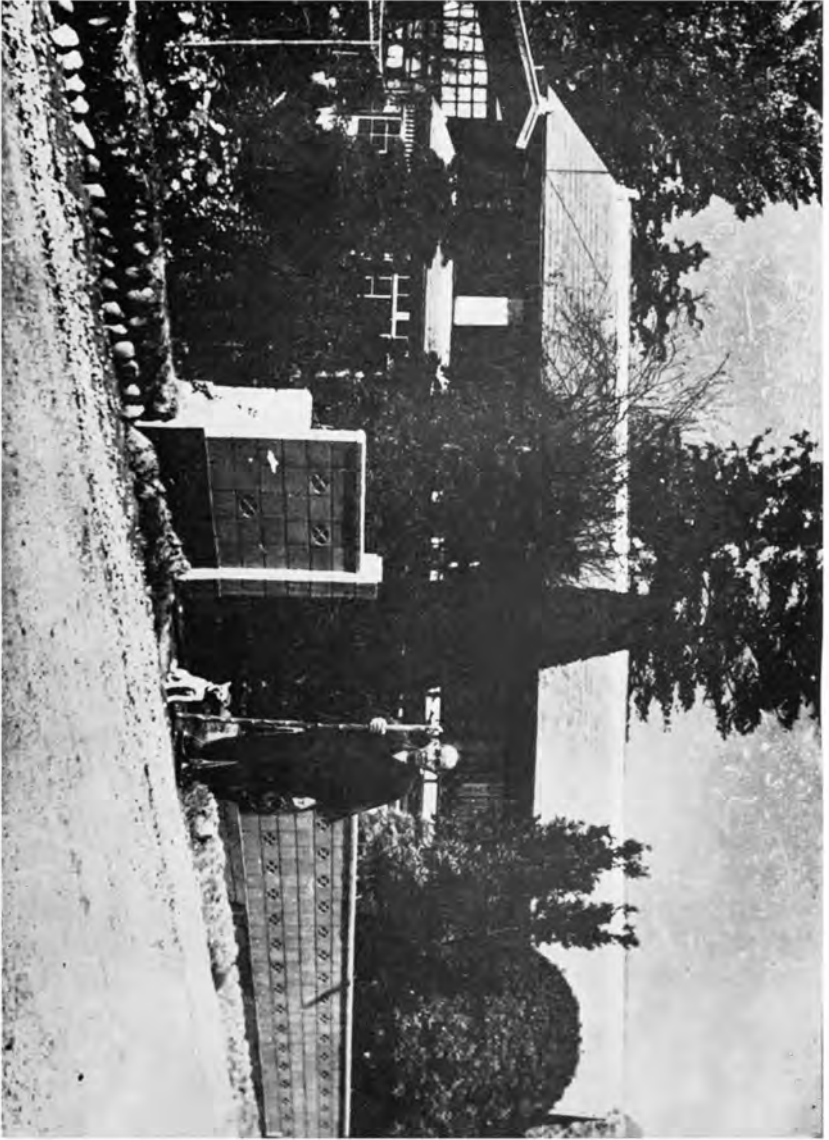




素

筆 と 顔  
跡





桑島家の全景と愛犬をつれた桑島翁（養蚕教習所もここに設置されておった）





桑島先生夫妻永眠のところ





## 序

赤城の山ふところに抱かれた原之郷は、明治初期の、わが国農業革新に大きな功績をのこした船津伝次平という大偉人を出したところだ。桑島定助翁もまたこの原之郷の生んだ人傑で蚕糸業界の先覚者である。雄大な赤城山の精をうけて育った翁は、先輩船津伝次平翁に私淑し、親しくその訓陶をうけ、赤城山の姿そのままに、大きな包容力、ゆたかな情操、根ばり強い意志を以って、人生を正しく生きぬいた人である。

若い頃、養蚕技術を身につけた翁は一生を蚕糸業一筋に貫きとうし、かがやかしい功績をのこされた、翁の業界での歩みは、日本蚕糸業の発展過程と歩調をともしたといえることができる。明治三十年代頃から急に発展した蚕糸業は、逐年発展して、その輸出金額は国の全輸出金額の三分の一を占め、日本産業の支柱として、第二世界大戦までは外貨獲得に大きな役割を果たしてきた。この全盛期に翁は終始、蚕業人として活躍されたが、戦後科学繊維の勃興と共に、蚕糸業は衰退し昔日の面影はなくなった。翁また戦後群馬社理事退任を最後に、故山に隠棲、昭和二十三年大往生をとげられたのである。

翁は青年期、時の農相、西郷邸の養蚕主任となり、かたわら仁礼、樺山、両邸の養蚕指導をしたことがある。現職の大臣や名士が自邸で養蚕をするなどということは、今から考えると不思議に思われるが、当時輸出産業の王座を占める蚕糸業を国策として普及するために官民一体となつて、その奨励につとめ、上は皇室の御養蚕所で皇后御自身で育蚕の御事あり、当局高官もこれにない卒先垂範し、そのため蚕糸業は破竹の勢で全国的に盛んになったのである。本県のような先進地の養蚕技術者は各地から要望され翁は遠く京都、鹿児島等において、養蚕指導をしていたが、たまたま明治二十七年、当主謙太郎氏の死去により郷里にかえり、以後は専ら家業である

蚕種の製造にあたり、かたわら地方産業の開発につとめ特に農村教育の重要性を痛感し、自家を開放して農閑期農村子女教育を実施した、また前橋の共愛学園の前身である共愛女学校の創立当時から役員理事として女子教育のために力をつくされた。

熱心なクリスチャンであつた翁は、禁酒、禁煙を実行し、身を持すること謹厳であつたが、またユーモリストでもあり、老若男女の別なく、親しみをもつて接し、大衆の中に解けこんで仕事をした人である。晩年はおなじみのモンペ姿で、漂々として、村から町へと、いそがしい活動をしながら、野良の青年と胸襟を開いて語りもすれば、店頭のおかみさんのよき相談相手となつて、人の面倒をよく見たので、多くの人から敬愛され、親しまれた。中央地方を通じ、各層各界の人と交際があり、その幅の広いこと翁の如きは珍らしい。

県会議員としての翁は、強い政治信念をもつて、常に革新的意見をとうし、特に産業関係の問題では主動的立場で、幾多の実績をのこしている。議員をやめてからは、専ら本来の蚕糸業と取りくみ、組合製糸群馬社の育成に心魂を打ち込み、役員として鋭意その経営にあたつたが、いわゆる、群馬社事件に端を発し一時、社は危機に瀕したその時、社の再建をはかりこれを更生するまでには、多くの人々の労苦があるが、翁の苦心と努力は筆紙につくしがたいものがあつた。

蚕糸業を通じて、特に群馬社の関係で私は親しく翁と起居をともし、その指導にあずかつたことは忘れ難い思い出である。このたび翁の伝記刊行にあたり、嗣子辰平氏から序文を求めらるるままに、ありし日の翁をしのび、ここに感懷を述べて序とする次第である。

昭和四十年九月下旬

奥利根月夜野山荘にて

後閑後次

目次

口 絵

- 一、素顔と筆跡
- 二、桑島家の全景
- 三、桑島先生夫妻永眠のところ

序 譜……………一

遺稿抄……………一

論 説

- 一、明治昭代の汚点、蚕業史の黒点……………五
- 二、蚕糸業法改正諮問答申に付森川君に答う……………九
- 三、対時局蚕業救済策（大、四、一、蚕業新報）……………一
- 四、蚕業改善策（大、五）……………一四
- 五、我が蚕業界の将来（大、六）……………二〇
- 六、農家（養蚕家）はその収入を如何に処理すべきか（大、七）……………三
- 七、養蚕経営の基本（大、一〇）……………三五
- 八、本年の養蚕経営を如何にすべきや（大、九）……………三〇
- 九、公 開 状……………三
- 十、吾等小作民は斯の如き悔蔑を甘受し得べきや（大、一〇）……………三
- 十、農村救済の諸政策……………三七

隨筆

一、山本八重子の墓に詣るの記(明、三七)……………五  
 二、東北紀行(大、七)……………五  
 三、支那視察記(大、七)……………五  
 四、支那みやげ(女と酒と)(大、七)……………六  
 五、蚕飼の花唄(大、一二)……………七  
 六、只是れ肥料の一点……………七  
 七、落穂拾いの額を見て……………七  
 八、恋の命日……………八  
 先生の備忘録より(座右銘)……………九

追想

一、桑島翁の追憶……………前橋市長 石井繁丸…三  
 二、少年の家園長品川博さんの手記……………九  
 三、桑島先生に捧ぐる弔詞……………品川源八…六  
 四、桑島さんの眼……………小林邦作…七  
 五、蚕種製造業から見た翁……………大友常見…九  
 六、翁の宗教と政治について……………一〇三  
 七、桑島定助翁を語る座談会速記録……………一三三  
 八、師の思い出ばなし(お弟子達の集会からの片言)……………一三八

年

譜



# 年譜

## 履歴

- 一、慶応三年十二月八日群馬県勢多郡富士見村大字原之郷九九四番地に生る。
- 一、明治八年四月公立原之郷小学校に入學
- 一、明治十五年原之郷小学校高等科一年修業
- 一、明治十五年四月原之郷小学校授業生として勤務
- 一、明治十八年四月南橋村桃川小学校授業生勤務
- 一、明治十八年南橋村、関根研業社に入社養蚕製糸業の伝習を受け同二十一年三月修業
- 一、明治二十一年四月より同二十四年に至る四ヶ年間東京、目黒、西郷従道伯爵、及び樺山子爵、仁礼子爵家の養蚕経営に従事する。
- 一、明治二十四年五月二十五日、土方宮内大臣、西郷内務大臣を経て明治天皇の養蚕上の御下間に奉答する。
- 一、明治二十四年五月二十八日、皇太后、皇后、親しく西郷養蚕場御行啓にあたり、宮内大臣、内務大臣を経て養蚕上の御下間に奉答する。
- 一、明治二十五年より同二十六年の二ヶ年間京都府舟井郡上和知村立養蚕伝習所主任教師に招聘さる。
- 一、明治二十七年父、桑島新平の業を継ぎ蚕種製造業に従事する。
- 一、明治二十八年より私立養蚕教習所を設立し養蚕技術の指導をなす。
- 一、明治三十三年蚕種刀川組合組織に当り創立委員となり設立と同時に評議員並びに代議員に選ばる。



- 一、明治三十八年群馬県蚕種同業組合聯合会組織に当り創立委員となり設立と同時に代議員に当選する。
- 一、明治四十年四月勢多郡農会より東北各県桑園増殖成績及び蚕業の視察を囑託さる。
- 一、明治四十三年二月群馬県議会議員に当選する。
- 一、明治四十三年蚕種刀川組合副組合長に選任さる。
- 一、明治四十五年五月大日本蚕糸会群馬交友会商議員を囑託さる。
- 一、明治四十五年四月群馬県地方種苗審査委員を任命され同法施行中在任する。
- 一、大正二年四月群馬県原蚕種製造所商議員を囑託され、後蚕業試験場の変更に伴い再び商議員に囑託され同制度廃止まで在任する。
- 一、大正三年群馬県蚕種同業組合聯合会評議員に選任され昭和四年七月に至る。
- 一、大正四年九月群馬県議會議員に当選する。
- 一、大正四年群馬県蚕種同業組合聯合会より長野県、愛知県、岐阜県の蚕種業視察を囑託さる。
- 一、大正五年一月蚕糸業同業組合中央会予備代議員に選任さる。
- 一、大正五年十一月群馬県名誉職参事会員に選任さる。
- 一、大正六年四月蚕糸業同業組合中央会代議員に当選三期勤続する。
- 一、大正六年、群馬県蚕種同業組合聯合会より長野県蚕種業視察を囑託さる。
- 一、大正七年四月蚕糸業同業組合中央会より華民国蚕糸業視察調査のため派遣さる。
- 一、同年同月群馬県より華民国蚕糸業視察調査を囑託さる。
- 一、大正七年群馬蚕種株式会社設立委員となり創立と同時に取締役に選任さる。
- 一、大正九年刀川蚕種組合長に選任さる。

- 一、大正十三年一月勢多郡養蚕組合顧問を嘱託さる。
- 一、大正十三年六月群馬県養蚕教師会顧問を嘱託さる。
- 一、大正十三年十月群馬県農会より農村指導員を嘱託さる。
- 一、大正十三年十一月前橋地方裁判所小作争議調停委員に選任さる。
- 一、大正十四年二月群馬県議會議員に当選する。
- 一、大正十四年十一月群馬県名誉職参事会員に選任さる。
- 一、大正十五年七月群馬県庁舎建築評議員を嘱託さる。
- 一、大正十五年群馬県会に於いて蚕糸業救済振興の建議をなし産業組合製糸創立委員となり組合製糸群馬社の創立に従事する。
- 一、昭和二年一月勢多郡農会より農村振興調査委員を嘱託さる。
- 一、昭和二年二月群馬県教育調査委員を嘱託さる。
- 一、昭和二年二月有限責任販売組合群馬社を創立し選ばれて理事となり同年四月常任理事として東毛工場監督に選ばれ、昭和十四年まで継続従事する。
- 一、昭和六年二月農林省群馬県農地委員会委員を任命さる。
- 一、昭和十四年二月群馬県農地調整委員に選任さる。
- 一、昭和十四年四月群馬社理事を辞任し農蚕業に従事する。
- 一、昭和十六年群馬県農会より勢多郡小作代表に選任さる。
- 一、昭和二十三年十一月一日死去。

## 賞

一、明治二十四年十月二十八日濃尾大震災に当り同地出張傷病者救護に尽力したるにより岐阜県知事より感状を受く。

一、明治三十九年東北大海嘯に際し災害救助に尽力したるにより宮城県知事より感謝状を受く。

一、明治四十一年二月大日本農会より名誉賞状を受く。

### 一、農村風紀の改善

#### 一、農事改良の指導

一、昭和四年三月三十日大日本蚕糸会より第二種紅綬功績賞を授与さる。

### 政党 関係

一、大正十四年民政党に入党する。

一、昭和二年民政党を脱党、社会民衆党に入党し群馬県聯合会会長に選任さる。

一、社会大衆党と合併するに及び同党県聯合会会長に選任さる。

一、昭和二十年日本社会党に入党し県連合会顧問となる。

遺

稿

抄



## 明治昭代の汚点、蚕業史の黒点

維新以来百般の制度文物より各種の事業は勿論、其の国富民利に左までの關係なき些技末芸に至る迄、皆蠶革改善せざるなく、政府之を奨励し人民亦銳意、益々進歩改良の道を講せり。殊に此の蚕業の如き我國主要の大産物たるを以て、其の改良進歩に就ては官民共に極力尽瘁せるを以て、年々歳々長足の進歩を現するに至る。是れ実に文明昭代の恩沢にして、蚕業歴史上の一大盛事なり。

然るに甚だ怪むべきは、此の蚕業上に於て其の改良進歩の道を杜ぐ制度あることなり。而して施政当局者覚らず、当業者亦黙して言はざること怪疑中の怪ならずや。否当業者は之を知らざるにあらず、知て黙する所以のもの、方今当局者の施政に反抗するは營業上の大不利たるを知ればなり。当局者の覚らざるは、利害の御都合ある善なければ、恐くは知らざるにあらん。其の改良進歩を阻害杜絶する制度とは何ぞや。曰く蚕繭種類（今日の法律上よりいへば種類にあらずして名称なれども、余は之を旧來の習慣上種類の文字を用ゆる方便宜なるを以て、又昔或は青熟といふが如きものに種類の文字を用ゆ）の新出を杜絶するの法律即ち是れなり。

動物と植物とを問はず、強健なる新種、豊産なる良種を得んと欲せば、汎く天下の良種を移入するか、新種類を撰抜するか異種混血によりて別種類を作るか、此の三者は最も重要な方法として、学者も実業家も一致したる定理なり。然るに怪むべし、明治の今日、此の明白最要なる改良方法を杜絶禁止せんとは。見よ、現行の蚕病予防法なるものは、此の無智無法なるの法令なるを。余輩かく言はば当局者必ず言はん、決して然らず、是れ其の乱雜を恐るゝが故に一般人民には之を許さざるも、講習所或は学校等には其の特権を与へたりと。こゝに於て余輩は再び左の反問を提出せざるべからず。曰く其の講習所学校なるものは、能く之を成し得る技倆あるや、又当業者を指導啓発するの能力ありや。余輩は過去の歴史より推究し自答せん、断じて此れなしと。

乞ふ見よ、我政府が蚕業上最も力を尽して経営したるは、今の東京蚕業講習所なり。同所は其の名称こそ変れ

と、其の实体は一にして創立以来既に二十余年を経、官民共に我國斯業界の中樞機軸として期待したり、而して其の実際何ん。二十余年の星霜決して短からず、此の間我國蚕業経営の変遷、種類の盛衰、飼育の異動決して少々にあらず。此の変遷過渡の時代に於て、同所は能く指導者たり、先覚者たるの能力技倆を發揮したることありや。余輩を以て見れば殆どなし、一もあるなし。のみならず却て何時も改善進歩の故障者たり、妨碍者たりしを見たるのみ。其の二三の实例を挙げしめよ。

一、此の二十年間新種良種の撰出に於て、斯業界の渴望歡迎したるものあるか。更になきのみならず、蚕種類の如き民間に於ては幾多の新種類を出し、流行に於ても三転四転したり。此の時に当り同所は何時も其の新出品を最初之を排し、大勢殆ど之に傾くの時、漸く之に追従し、其の後炎々燃へ昇るの時に、大に之を煽き立てたり。

一、本年より施行する栽桑補助法の如き、曩きに蚕業新報記者の論じたる如く、既に全く時期を後ること十年、今や桑園増殖は却て抑制せざるべからざる地方ある程、一般人民の熱中したる時期に於て、之を煽動するの愚をなせり。此れ講習所の直接關係にあらざるものなるべけれども、然も斯業上施政者の顧問たるべき同所にして、先見否大勢を遠観するの士あらば、当局者をしてかゝる時代後れの失態をなさしめざりしならん。

一、蚕種用製糸用、其の原蚕飼育は格別の方法ならざるべからざるを、先覚者によりて唱道するや、同所は其の然らざるを教へ、後ち世間大半其の理を信ずるの頃、同所も吾が物顔に其の議を主張せり。

一、夏秋蚕の飼育、我國蚕業経営上大に發展せしめざるべからざるを、当業者間既に一般の確信採用するの時に當りて、尚同所及同所系の一党派は、夏秋蚕の大害なるを高唱して、之を阻止せんとしたりしが、何時かく、却て夏秋蚕の奨励者となりたり。

以上の事實は読者諸君の耳底、尚新なる処なるべし。夫れ如此二十余年間同所の歴史は斯業界の先覚者たらず指導者たらず、却て新進者先覚者の先見に反対し故障し、中頃大勢漸く動くの後、初めて覚醒追従し、後既に其の極端の弊を出現せんとするの頃、盛に之を高調奨励する、世の所謂尻馬に鞭つものなり。幾多講習所学校中、其の歴史最も古く、亦斯業上官縁の人材を最もあつめたる西ヶ原講習所に於て此の如し。況んや其他に於てをや、盡し知るべきのみ、夫れ如此無能なる講習所学校等に与へたる権能は、斯業上何等の効力あるなし。種類

の改善、新種の撰出を同所に待つ、百年河清を待つより尚迂なりと謂ふべし。

一体此の種類の改善とか新種の撰出とかいふ如き事業は、仲々二年三年の短時日に成功すべきにあらず。一新種を完全せしめんには、少くも五年七年の星霜を要し、一進化種を得ん為めには、幾百の退化種に於ける損失を犠牲たらしめざるべからず。此の損害と歲月とを忍びて、能く尚其の目的を遂行するは、是れ畢竟業者中の殆ど狂に近き熱心者、即ち其の業の道楽者にあざれば、能く成し遂ぐべきにあらざるなり。一二年中、或は數ヶ月にして、其の長官を代へ、二年三年にて其の椅子を転ずる役人技師などの事業として、成し得られざる素より当然なり。然らば此の種類改善等の事業に於て、講習所学校等の無為無能にして何等貢獻する処なき、あながち其の人の罪にあらずして制度の自ら然らしむる処なり。如此、到底成し得ざる処に其の特権を附与して、成し得べき当業家に其の道を杜ぐは、即ち其の方法道途を全然杜絶するものというべし。

然も我当局者は何故に此の種類改良、新種撰出の道を杜きたるか。是れ種類を統一すれば成繭一定、製糸均一なりと。微塵も養蚕製糸上に経験なき机上空想者の盲論を過信して、施政唯一の基礎としたるが故ならん。

如此、一方には新種類の出現を全く杜ぎ、一方には種類減少の効を奏したるが如しといへども、而も其の実却て名稱実質の相違混乱を来したり。

今日の法規の下にありては、如何に其の性を進め其の質を新たにしたらばとて、其の種名を改称するを得ず。然ばとて斯業家は中央政府より天降るべき、生活の保証を有するにあらず。只自己の敏腕と達識を以て改善進歩を計るなくんば、此の競争進歩の活社会に生存するを得ざるなり。故に其の種類の如きも年々歳々改善進歩を計りつあるも、其の改善したる新生の繭も蚕も、新種類として新名稱を附する能はず。権平の子孫は何時迄も権平なり。祖先白玉なれば長くも短かくも白玉ならざるべからず、如何に大巢に進めても小石丸の系統は矢張り小石丸なり。又昔なる一種名の中には、一升四百粒以上のものあり、二百粒以下のものもあり、長果あり丸形あり、虫に赤熟あり青熟あり、其の化縮皺の粗密、縊れの深淺、分類し来れば幾十百、一種名の下に抱括するが如き奇觀を呈するに至れり。

今日種類の実際、夫れ此の如し。故に其の種名を聞きたるのみにては、其の実質を知る能はず。蚕種の需給上、



糸繭の売買上却て一般当業者を五里霧中に彷徨せしむるに至れり。夫れ種類統一の空想に心酔の不都合極る法律を強行して、贏ち得たる結果は全く其の反対なる如上の現状のみ。

一般の文物制度悉く釐革改善し、一技一業大に其の新発明新工風を奨励保護する為めに、意匠の登録、専売特許の条令を設定したる明治政府にして、此の一国の大命脈たる蚕業上に於て、独り其の学者も実業家も均しく一致合意したる定理を非認し、其の改善進歩の途を全然杜絶する法令規則を執行存続するは、矛盾の甚しきものにして、正に是れ蚕業歴史の黒頁にして明治昭代の汚点と謂ずして何ぞや。